

津山市児童扶養手当システム構築業務 実施要領

平成 31 年3月
津山市

目次

1 趣旨	3
2 事業概要	3
3 調達内容	3
4 参加資格	4
5 参加申込・参加資格確認.....	4
6 質問・回答	5
7 企画提案書類の提出について.....	5
8 企画提案書類作成方法	6
9 1次審査（書類審査）	8
10 2次審査（プレゼンテーション審査）	8
11 評価の実施及び選定結果の通知.....	8
12 情報公開	9
13 契約方法	9
14 失格条件	9
15 その他留意事項	9
16 提出先・問い合わせ窓口.....	10

1 趣旨

津山市（以下、「本市」という。）は、児童扶養手当支給認定事務（以下、「児童扶養手当」という。）における事務処理のセキュリティ向上と安定稼働及び、事務の効率化のため、児童扶養手当システムを導入する。

業者選定に当たっては、上記の目的を達成するため、専門知識及び児童扶養手当の業務全般にわたり広い見識を有する者を公募型プロポーザル方式により募集する。

この実施要領は、本業務に係る募集に関して必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 件名

「津山市児童扶養手当システム構築及び利用について」（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

本業務の範囲は、児童扶養手当システムの導入に係る付帯作業一式
具体的な業務内容は、仕様書等を参照すること。

(3) 業務実施期間

システム準備期間：契約締結日から平成31年8月31日まで

システム提供期間：平成31年9月1日から平成36年8月31日まで

(4) 事業費用

提案見積限度額は、月額139,600円（税別）とする。ただし、住基情報及び税情報との連携、個人番号を利用した情報連携にかかる既存システムとの接続費用（月額）が見積額に含まれることに留意すること。（システム提供期間の5年間は長期継続契約とする。）

3 調達内容

(1) 調達方法

公募型プロポーザル方式

(2) スケジュール

No.	項目	日程
1	募集の公示	平成31年3月19日
2	募集に関する質問受付期限	平成31年3月29日 午後5時
3	募集に関する質問回答予定	平成31年4月 4日
4	参加申込書提出期限	平成31年4月 9日 午後5時
5	参加資格審査通知送付	平成31年4月10日
6	企画提案書等提出期限	平成31年5月 8日 午後5時
7	書類審査	平成31年5月10日
8	書類審査結果通知予定	平成31年5月13日
9	プレゼンテーション審査	平成31年5月15日

10	選定結果通知	平成31年5月17日
----	--------	------------

※ 日程は、現時点での予定であり、変更となる可能性がある。

4 参加資格

企画提案者は以下の条件を全て満たすこと。

また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す。

- (1) 平成29・30年度津山市指定業者登録名簿（物品・役務）に市内事業者又は市外事業者として登録されている事業者であること。
- (2) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4条1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 国税、岡山県税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- (8) ISMS 認証、ISO/IEC27001、プライバシーマークのうち、いずれかを取得していること。
- (9) 児童扶養手当システム構築業務委託またはそれと同様の業務委託を、津山市と同等もしくはそれ以上の規模の地方自治体等から受注した実績があること。
- (10) 岡山県内に本社、支社、事業所、営業所等を有すること。

5 参加申込・参加資格確認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

提出書類	区分	部数
ア 参加表明書兼応募資格審査申請書（様式1）	必須	1部
イ 導入実績記載書（様式2）	必須	1部
ウ 企画提案事業者 会社概要（様式3）	必須	1部
エ 租税（国税・岡山県税・津山市税）の納税証明書	必須	1部
オ ISMS 認証、ISO/IEC27001、プライバシーマークのうち、いずれかを取得していることを証明する書類の写し	必須	1部

カ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	1部
キ 財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部
ク 津山市暴力団排除条例に係る誓約書	必須	1部

(2) 提出方法

「15 提出先・問い合わせ窓口」へ直接提出すること。電子メール、郵送、FAX等による提出は受け付けない。

(3) 提出期限

平成31年4月9日（火）午後5時まで

(4) 参加資格確認

郵送にて、平成31年4月10日（水）に参加の可否通知を送付する。

6 質問・回答

本実施要領等に対して質問がある場合には、次の方法により行うこと。

(1) 受付期限

平成31年3月19日（火）～3月29日（木）午後5時必着

(2) 受付方法

様式4「質問票」に記入し、FAXにて送付すること。

FAX番号 0868-32-2161

(3) 回答日

平成31年4月4日（木）予定

(4) 回答方法

津山市ホームページに掲載

7 企画提案書類の提出について

(1) 企画提案者は、以下に掲げる企画提案書類を期限までに所定の場所へ提出すること。提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

提出書類	区分	部数
ア 企画提案書	必須	7部
イ 様式5-1 非機能要件一覧表	必須	7部
ウ 様式5-2 機能要件一覧表	必須	7部
エ 様式6 業務実施体制表	必須	7部
オ 様式7 価格提案書	必須	1部

(2) 提出方法

「15 提出先・問い合わせ窓口」へ直接提出すること。電子メール、郵送、FAX等に

よる提出は受け付けない。

(3) 提出期限

平成31年5月8日(水)午後5時まで(時間厳守)

期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

(4) 留意事項

企画提案は、1社につき1提案とする。

(5) 提出辞退

様式8「参加辞退届」に記入し、平成31年5月8日(水)午後5時まで(時間厳守)に「15 提出先・問い合わせ窓口」へ提出すること。郵送、FAXによる提出でも可とする。

8 企画提案書類作成方法

(1) 企画提案書類の規格等

提案書の形式は、A4(縦・横どちらでも可)・左綴じとし、ページ数については特に上限を設けない。

(2) 企画提案書の記載内容について

仕様書の内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

①提案メーカー及び提供システムの概要について

ア 提案メーカー及び提供システムの実績、特長、その他アピールポイントについて記述すること。

イ 機能の拡張性やシステムの将来性について、具体的な取り組みや事例を交えて記述すること。

ウ 制度改正への対応について、具体的な対応を記述すること。

②システムの機能について

ア 個々の機能項目ごとに、その特長やアピールポイントを簡潔に整理して記述すること。ただし、「機能要件確認表」に含まれている詳細な内容についてすべて提案書上で網羅する必要はなく、各機能についての特徴的なしくみや配慮等を記載すること。

イ 外字の取り扱いや提供のしくみ等について記述すること。

ウ 帳票の取り扱いについて記述すること。

③実施体制およびスケジュールについて

ア 円滑なプロジェクト運営のための考え方や手法、体制、スケジュール等について示すこと。

イ 導入時の構築業務や各種設定、初期データ登録等についての作業内容や担当、分担等について明確にすること。

④アプリケーション上のセキュリティやデータの安全な取り扱いについて

ア 提供システムにおけるセキュリティに配慮したしくみや機能について整理して記述すること。

イ 操作ログ（どんなログをどのレベルで保持することができるのか）について具体的に記述すること。

⑤ソフトウェア保守および障害時対応について

ア システムの処理性能を確保し、快適なシステム利用を実現するための具体的な仕組みや方法論について記述すること。

イ バックアップの手法および障害時の復旧方法について記述すること。

ウ 障害時の対応フローについて記述すること。

エ ヘルプデスク対応について、具体的に記述すること。

⑥その他、有用と思われる追加提案等（あれば）

ア 上記の各章に含まれる内容以外に、追加提案やアピールポイント等があれば記述すること。

(4) 非機能要件・機能要件一覧表の記載内容について

様式5-1「非機能要件一覧表」、様式5-2「機能要件一覧表」に記載する各機能要件について、提案事業者が提案するパッケージの対応状況を「機能確認区分」に以下の要領で記入すること。必須欄に○がついている項目は必須項目、記載が無ければ希望項目とする。

①非機能要件一覧表

ア パッケージにおいて、標準機能が要件を上回るレベルで満たしている場合「A」の欄に○を記入し、備考欄にその内容を記入。

イ パッケージにおいて、標準機能が要件を満たしている場合、またはカスタマイズ不要で対応可能な場合は「B」の欄に○を記入。

ウ カスタマイズにより実現可能な場合、または対応不可能（カスタマイズ費用が膨大で予定経費を上回る場合等）は「C」の欄に○を記入し、備考欄にカスタマイズの概要と必要となる経費を記入。

②機能要件一覧表

ア パッケージにおいて、標準機能が要件を十分に満たしている場合「A」の欄に○を記入。

イ 一部に制限はあるが、カスタマイズ不要で標準機能で対応可能な場合は「B」の欄に○を記入し、備考欄に制限される内容を記入。

ウ カスタマイズにより実現可能な場合は、「C」の欄に○を記入し、備考欄にカスタマイズの概要と必要となる内容及び必要経費を記入。

エ 対応不可能な場合（カスタマイズ費用が膨大で予定経費を上回る場合等）は「D」の欄に○を記入。

(5) 価格提案書の記載内容について

様式7「価格提案書」とあわせて、システム費用、カスタマイズ費用、構築費用、保守費用等の5年間の総経費の詳細を記載した明細書（任意様式）を添付すること。

なお、様式7「価格提案書」には構築費用を含めた月額の利用料（税別）を記載すること。

9 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を別紙「選定審査基準」に基づき、第1次審査を行う。審査の結果、上位3者を第2次審査の対象者とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施についてFAXおよび書面で通知する。第2次審査の対象とならなかった者に対しては、結果をFAX及び書面で通知する。

ただし、プロポーザルの提案者が3者に満たない場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を提出書類の審査及びプレゼンテーション等により実施する。

10 2次審査（プレゼンテーション審査）

提案内容に関するプレゼンテーションを、平成31年5月15日（水）に津山すこやか・こどもセンターにて実施する。参加申込者が1者の場合も審査の実施は省略しない。

プレゼンテーションにおいては、提案内容の概要説明および提案システムの実際の画面を用いての説明、ならびに審査委員による質疑を行うものとする。

（1）提案時間

企画提案書の記載内容のうち特にポイントとなる部分についての説明、および実際の画面を用いたデモ説明（最長20分）

質疑応答（10分程度、ただし状況により延長する可能性あり）

（2）参加人数

1企画提案者につき最大5名

（3）環境について

会場、プロジェクター、スクリーンについては本市で用意する。その他必要なものがあれば企画提案者側で用意すること。

11 評価の実施及び選定結果の通知

（1）評価については、「津山市児童扶養手当システム構築事業者選定審査委員会」において、別紙「選定審査基準」に基づいて行い、評価点数が最も高い者を提案採用者とする。また、提案者が1者のみであった場合においても、6割以上の評価を得た者は候補者とする。評価点数が同点の場合は、選定審査基準のうち、「機能要件の達成度」の評価点数が高い者を上位とし、なおその点数が同点であった場合は、くじ引きにより選定する。

（2）審査結果の通知は、平成31年5月17日（金）以降に自己の結果のみを各企画提案者に文書で下記のとおり通知する。

ア 提案採用者には、提案採用者決定通知と、本市との契約交渉について案内を通知する。

イ 提案採用次点者には提案採用次点者通知を、その他の企画提案者に対しては提案不採用決定通知を通知する。

1.2 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- ・提案採用者（提案採用者以外の者は仮名で公表する）
- ・評価順位及び点数
- ・見積金額（提案採用者のみ）

提案採用者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

1.3 契約方法

- (1) 選定された提案採用者は、提出された企画提案書、様式7「価格提案書」を踏まえ、本市と協議を行い、協議が整った場合に、予定価格の範囲内で、本市と契約を締結することとする。
- (2) 協議においては、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- (3) 仕様書に記載のある必須事項及び企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う場合がある。
- (4) 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をする。

1.4 失格条件

審査時点で、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不備や虚偽があった場合
- (2) 企画提案書等の内容が仕様書に示している必須要件を満たしていない場合
- (3) 提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合
- (5) ヒアリング審査の開始時間までに会場に来なかった場合
- (6) 本件プロポーザルの審査又は本業務の契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合

1.5 その他留意事項

- (1) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報の公開が求められた場合は、「津山市情報公開条例」

に基づき処理する。

- (5) 児童扶養手当システムは事業者が構築し、かつ、本市が承認した設計書等との不一致、または、不具合が検収完了後に発見された場合は、協議の上、事業者は無償で是正措置を行うこととする。なお、瑕疵担保責任は、検収完了後1ヵ年とする。
- (6) 本調達で作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、本市及び受託事業者との間で別途協議とする。
- (7) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先等に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.6 提出先・問い合わせ窓口

津山市こども保健部こども課

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

担当：柴田

TEL 0868-32-2065

FAX 0868-32-2161